

「消費者庁」が所管すべき法律等についての意見書

2008年5月8日

日本弁護士連合会

当連合会は、本年2月15日付け「『消費者庁』の創設を求める意見書」(以下「前回意見書」という。)において、「消費者庁」の機能と権限のあり方について提言した。本意見書は、さらに「消費者庁」の組織構成と所管すべき法律について提言するものである。

第1 意見の趣旨

1 「消費者庁」の組織について

「消費者庁」の所掌範囲は、消費者行政全般についての司令塔として機能するものとすべきである。そのためには、少なくとも消費者庁(省)とすることが必要である。

2 「消費者庁」が取り扱うべき法律について

- (1) 「消費者庁」に直ちに移管すべき法律、移管を検討すべき法律は、別紙1記載の一覧表の該当欄に記載したとおりとすべきである。
- (2) 「消費者庁」で早急に法整備すべき法律は、別紙2のとおりとすべきである。
- (3) 「消費者庁」の円滑な発足と消費者行政の着実な推進のため、法整備に必要な十分な体制を整備するとともに、基本計画に具体的に法整備の内容と時期を盛り込むべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

福田康夫内閣総理大臣は、本年4月23日、消費者行政推進会議において、6つの基本方針と守るべき3原則を明らかにした。その内容は、消費者庁(仮称)を来年度に発足させること、そのために必要な予算・法律案の準備を進めること等を明確にするものであり、高く評価できるものである。

当連合会は、前回意見書において、「消費者庁」の持つべき機能・権限を提言した。その後、新組織をめぐる検討は急速に具体化してきた。

自由民主党政務調査会消費者問題調査会は、本年3月19日、「消費者行政のあり方に関する最終とりまとめ(案)」(以下「自民党最終とりまとめ案」という。)を公表した。

また、本年3月27日には、国民生活審議会総合企画部会の「『生活安心プロジェクト』行政のあり方の総点検～消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて～」(以下「総合企画部会報告書」という。)が取りまとめられた。

民主党においても、人権・消費者調査会において消費者権利擁護官(消費者オンブズパーソン)制度が検討されてきている。

そして、消費者行政推進会議は、2月12日を第1回として、消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織のあり方を検討しており、本年5月中にも報告書が取りまとめられる見込みとされている。総理の前記6つの基本方針と守るべき3原則は、第6回消費者行政推進会議において、取りまとめに向けて示されたものである。

当連合会は、こうした状況を受けて、前回意見書を踏まえつつ「消費者庁」のあり方等について、さらに具体的に提言する。

2 「消費者庁」の機能と基本理念

(1) 前回意見書での指摘

「消費者庁」の持つべき機能・権限について、当連合会は前回意見書で次のように提言している。

消費者からの総合的な相談受付，苦情処理，紛争解決機能

消費者被害情報の収集，分析，公表機能

消費者政策の推進，法執行の推進機能

違法収益吐き出しと被害者への分配の機能・権限

消費者・消費者団体の支援・連携，消費者の参加

「消費者庁」がこれらの権限を持つには、そのための法整備が必要となる。特に、「消費者庁」が法のすき間事案へ対応するには、直接適用されるべき業法がない部分について対応できるような横断的なルールが、安全分野，取引分野それぞれについて整備されなくてはならない。

また、「消費者庁」が担うべき機能・権限のうち、違法収益の吐き出しと被害者への分配が特に重要であることは、前回意見書において指摘したところであり、このための新法が必要となる。

(2) 地方消費者行政との一体的推進

総理の基本方針においては、その第4項で、「地方の消費者行政の強化に向けて、地方の窓口の一元化，関連行政機関の情報の集約などを進めるために、法的な措置を含めて抜本的な対策を講ずることとする」，「地方分権を基本としつつ，地方の消費者行政の立て直し・強化のために，当面，国が講ずべき支援

策のあり方について検討する。」と明記している。

「消費者庁」と地方消費者行政の連携の問題は、極めて重要である。連携と言うよりも、一体的推進とも言えるもので、検討すべき課題も多い。そこで、この点については、別途意見を取りまとめる予定である。

(3) 消費者参加

総理の基本方針第5項には、「消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く仕組みを検討する。」と謳われている。消費者の視点から消費者行政を推進するためには、この点も特に重要である。この観点からの方策は、次のような角度から、多面的に検討すべきである。

消費者基本法の消費者政策会議の見直し

消費者基本法27条・28条に規定する消費者政策会議は、内閣府が消費者の権利擁護や利益の増進に関する具体的施策の企画立案機能を持たない現状を前提とした構造となっている。しかも、28条に規定しているとおり、この会議は関係閣僚と関係行政機関の職員の中から任命された幹事によって構成されており、そこに消費者が入る構造にはなっていない。27条3項では、「消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会の意見を聴かなければならない。」とされているが、単に意見を聴くという方法では不十分である。

したがって、これらの規定は、消費者庁の設置に伴い見直されるべきである。

消費者委員会

この点について自民党最終とりまとめ案は、消費者庁に8条委員会として民間人の合議体としての「消費者委員会」を設置し、消費者庁の企画・立案部門に対し建議するほか、執行部門に対しても勧告することができるとしている。

この考え方によれば、消費者が多数消費者委員会に参画して、消費者庁の企画立案及び執行部門に対して積極的な提言や勧告をすることができることになる。制度のさらなる具体化が重要であるが、基本的に支持できる方策である。

日本版 Super-complaint 制度

自民党最終とりまとめ案は、さらに消費者庁の民間チェック制度として、英国の Super-complaint 類似の制度（いわば民間ご意見番制度）を導入している。具体的には、指定を受けた認定消費者団体が法制度や行政処分等について意見や質問を送り、それに対して消費者庁があらかじめ決められ

た期間内に理由つきの回答を国民に公表するというものである。

この制度の導入にも賛成であるが、認定消費者団体が意見や質問を送ることができるようにするとともに、認定消費者団体の要件が厳格すぎる場合には期待される効果を発揮できないおそれがあるので、配慮すべきである。認定消費者団体の候補は、消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体や、欠陥住宅問題、クレジット問題、薬害問題等様々な分野に特化して専門的知見と活動実績を有する団体が考えられる。また、認定消費者団体に限らず、疑問や意見がある消費者あるいは消費者団体が積極的に提案等を行うことができないということは適切ではないので、より簡便な開かれた制度も必要である。

3 「消費者庁」の組織について

前回意見書においては、新組織の機能と権限という観点から提言しており、組織のあり方について具体的には言及していない。

しかし、総合的な消費者政策の企画・立案については、独立行政委員会などの政治的に中立な機関においては担うことが困難であることから、少なくともこの部分については消費者庁（省）で担うべきこととなる。また、業法を移管することも、新組織が消費者庁（省）という組織形態でないと困難である。このような意味からすると、消費者行政を統一的・一元的に推進するためには、少なくとも「消費者庁」という組織形態が必要になる。

そこで、以下、これを前提として、「消費者庁」が担うべき分野と権限について順次述べていく。

4 「消費者庁」の所掌する分野

(1) 総理の示した基本方針

前述のとおり、総理の示した基本方針においては、消費者庁は「一元的な窓口機能、企画立案、法執行、勧告などの機能を有する消費者行政全般についての司令塔」として位置づけられ（基本方針第2項）、「消費者に身近な問題を取り扱う法律は、消費者庁に移管することとし、その他の関連法についても、消費者庁が強い勧告権を持つ司令塔として関与できるようにする。また、すき間への対応や被害者救済を視野に入れた新法の検討を進める。」（同第3項）とされている。

(2) 自民党最終とりまとめ案

これに先立つ自民党最終とりまとめ案は、消費者庁の権限として、次のよう

に提言している。

各省庁の消費者行政部門に対する勧告権限

消費者庁は、横断的・中心的な消費者法規を直接に所掌し、その他は、原則として、各省庁の規制権限の執行体制を前提としつつ、消費者庁が収集した被害情報に基づき各省庁に対し必要な規制権限の発動を勧告する、という構造とする（司令塔）。

補完的な直接規制権限

消費者庁の勧告にもかかわらず各省庁の消費者保護部門が速やかに勧告に応じない場合、被害拡大のおそれが重大で緊急性を要する場合、または業法等による規制官庁が存しない場合などには、消費者庁が直接的に規制権限を行使できるものとする。

消費者保護の中心的な分野に関する直接的規制権限

許認可権限等を伴わない事後規制法であって消費者被害の防止・救済に重要な意義を有する分野の法律については、消費者保護の理念を第一義とする消費者庁にその所轄権限を移すものとする。

この提言は、消費者行政を一元的に担う新組織の形態として、行政委員会型ではなく「消費者庁」としていること、その権限として各省庁に対する勧告権限や補完的な直接的規制権限だけでなく、消費者保護の中心的な分野に関して直接的規制権限を持つことを明確にしており、支持できる内容である。総理の示した基本方針も、消費者庁の権限に関しては、これを踏まえた内容となっている。

(3) 「消費者庁」が所掌する範囲

「消費者庁」がこのような権限を持つためには、「消費者庁」が消費者問題に関わる分野を幅広く所掌することが必要であり、現に存在する法律の一定範囲に限定することは不適當である。このことは、各省庁が所管している業法に基づく監督権限の行使を求める場合だけでなく、業法間にすき間がある場合に「消費者庁」が補完的に直接規制権限をもつべきとされることから、明らかである。

この点について総合企画部会報告書は、「消費者基本法の基本理念を具現する法律を幅広く所管し、企画立案から法執行までを担うべきである。」としている。この消費者基本法の基本理念とは、具体的には同法2条各項に定められており、その中でも同条1項には消費者の権利が規定され、その権利は次のように明確にされている。

国民の消費生活における基本的な需要が満たされる権利

- 健全な生活環境が確保される権利
- 消費者の安全が確保される権利
- 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- 消費者に対し必要な情報が提供される権利
- 教育の機会が提供される権利
- 消費者の意見が消費者政策に反映される権利
- 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利

そして、この消費者の権利に対応して、同法第2章には国が行うべき基本的施策が定められている。その内容は下記のとおりであり、「消費者庁」がこれらの施策を所掌すべきであることは、当然である。

なお、ここでの問題は、「消費者庁」が担う所掌事務の範囲の検討、すなわち各省庁が所管している業法に基づく措置をとるべきことを「消費者庁」が勧告するような場合も含めた意味での検討であり、「消費者庁」に移管するかどうかとは別問題である。

条文	国が行うべき基本的施策の内容
11条	安全の確保
12条	消費者契約の適正化等
13条	計量の適正化
14条	規格の適正化
15条	広告その他の表示の適正化等
16条	公正自由な競争の促進等
17条	啓発活動及び教育の推進
18条	意見の反映及び透明性の確保
19条	苦情処理及び紛争解決の促進
20条	高度情報通信社会の発展への的確な対応
21条	国際的な連携の確保
22条	環境の保全への配慮
23条	試験、検査等の施設の整備等

前述の総理の基本方針においては、「取引」、「安全」、「表示」などの安全安心に関わる問題を重視している。そこで、消費者基本法の11条から16条までに関わる主要な法律を例示すると、別紙3のとおりである。

5 「消費者庁」への移管についての基本的な考え方

次に、「消費者庁」が所掌する範囲の法律であっても、各省庁が所掌している業法について勧告するという類型もあるし、「消費者庁」自体が法律を所掌するのが適当な類型もある。この点について、どう考えるのかが問題になる。

総合企画部会報告書は、過去の日本の成長モデルであった生産者第一の体制から、「消費者・生活者を主役」とする行政への価値規範（パラダイム）転換の時であるとして、新組織は「消費者・生活者を主役とする行政の中心的存在として活動することを任務とすべきである。」としている。

これは支持できる考え方であり、このような観点からすると、まずもって消費者被害が多発している分野の場合には、幅広く移管を検討すべきである。「消費者庁」は、消費者・生活者を主役とする行政の中核的存在となるうえ、相談・情報を一元的に集約することになるので、多発している被害に迅速に対応して、その救済と再発防止策を講じることが可能である。

特に、業法が事後規制（行為規制）の手法によって消費者保護を目的としている法律は、「消費者庁」が所掌するに相応しく、直ちに移管すべきである。また、事前規制の手法を採用する産業行政と行為規制による消費者保護行政が一体となっている法律においても、むしろ消費者保護行政は分離して「消費者庁」が所掌することも考えられる。

関係省庁からは、それぞれの省庁のもつ専門的知見が必要であると強調する意見が出されているが、業法によって必要とされる専門的知見の程度は様々であり、一概に移管に支障をきたすと考えるべきではない。なお、都道府県に執行権限を付与している法律の場合には、専門的知見が高いとは考えられない。

6 「消費者庁」へ直ちに移管すべき法律

(1) はじめに

総理の基本方針においては、「消費者に身近な問題を取り扱う法律は、消費者庁に移管することとし」とされている。

また、自民党最終とりまとめ案は、前述の「許認可権限等を伴わない事後規制法であって消費者被害の防止・救済に重要な意義を有する分野の法律については、消費者保護の理念を第一義とする消費者庁にその所轄権限を移すものとする。」との考え方に基づき、具体的には、次の10本の法律を移管としている。なお、これは主要な法律を掲載したものであり、これに限定する趣旨ではないと考えられる。

(移管すべき法律)

- 取引分野 : 特定商取引法 , 特定商品預託法
- 表示分野 : 景品表示法
- 製品安全分野 : 消費生活用製品安全法
- 食品安全分野 : 食品安全基本法・食品安全委員会
- その他 : 個人情報保護法 , 公益通報者保護法 , 消費者契約法
製造物責任法 , 消費者基本法

そこで、以上を前提として検討する。

(2) 消費者行政に関わる基本法や組織法

消費者行政に関わる基本法や組織法の色彩が強い法律を「消費者庁」が所管すべきであることは異論がないと思われる。

消費者基本法は消費者の権利の尊重と自立支援、国・地方公共団体・事業者等の責務を明らかにするものであり、消費者政策の推進に関するいわば憲法と云うべきものであって、消費者庁が所管すべきである。

また、国民生活センターは消費者基本法 25 条に規定を置いており、相談窓口や情報の一元化などの論点との関係からも重要である。そこで、消費者基本法と一体として、独立行政法人国民生活センター法も消費者庁に移管すべきである。

さらに、消費者団体は消費者基本法 8 条に規定があり、特に適格消費者団体は「消費者庁」による消費者行政の推進のためにも、大きな役割を期待されている。そこで、適格消費者団体についての規定を含む消費者契約法は、この観点からも移管すべきである。

次に、食品安全基本法は、「食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進する」ことを目的としている。安全の問題については、総理の基本方針でも重視されている。食の安全に関する基本法である本法を移管することは不可欠である。その上で、現状の問題点を整理し、消費者のために機能する制度に再構築する必要がある。

なお、NPO法（特定非営利活動促進法）は、消費者保護の活動以外にも多様な非営利活動に関わるものではあるが、多くの消費者団体もNPOとして活動しており、内閣府国民生活局が担当している他の法律とともに、移管対象とすることが適当である。

(3) 民事ルールを定めた法律

各省庁が消費者の権利や利益擁護に関わる法律を所管しているのは、当該省庁の行政上の取締りという手法との関係によるところが大きい。しかし、民事ルールは事業者に対する行政上の取締りという手法をとるものではない。そこで、民事ルールのうち主として事業者と消費者との間の権利義務関係に着目しているものは、「消費者庁」に移管することに問題はなく、当然に移管すべきである。具体的には、次のような法律が該当する。

消費者契約法

電子消費者契約法

（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律）

製造物責任法

金融商品販売法

（金融商品の販売等に関する法律）

預金者保護法

（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）

プロバイダ責任法

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

公益通報者保護法

(4) 横断的な規制法

業法は縦割りであるのに対して、民事ルールは横断的であることを特徴とする。しかし、民事ルールでなくても消費者保護のために横断的な規制を行っている法律もあり、これは民事ルールに準じて考えることができ、消費者庁に移管することが適当である。

具体的には、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）がこれに該当する。なお、民事ルールの場合とは違って、この場合には執行の問題があるが、景品表示法においては規制権限の一部が都道府県に付与されていることからしても、移管することに支障はないと考えられる。

(5) 事後規制法

主務省が許認可権限をもたず、単に行為規制によって目的を達成しようという業法のうち消費者被害の防止・救済に重要であるものは「消費者庁」に移管するのが当然である。具体的には、次のような法律が該当する。

消費生活用製品安全法

本法は、「消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害

の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護すること」を目的としている。前述のとおり、安全は総理の基本方針においても重視されており、消費生活用製品の安全に関して原則として横断的に適用する本法は、「消費者庁」が所管するのが適切である。

特定商取引法（特定商取引に関する法律）

本法の適用範囲に関わる消費生活相談は、他の分野に比較して最も高い比率を占めている。総理の基本方針の「消費者に身近な問題を取り扱う法律」の典型的なものである。

また、近時の法改正で、民事ルールが大幅に導入されており、民事ルールの性格が強くなっている。そのうえ、執行権限が全取引類型について都道府県に委任されていることからしても、移管しても執行上の問題はない。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

本法は、「一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する」との目的の法律である。いわゆる迷惑広告メールを規制するための法律で、特定商取引法とあわせて「迷惑メール対策2法」と言われる。そこで、本法は特定商取引法とともに移管して、「消費者庁」において両法のあり方を検討するのが適当である。

特定商品預託法（特定商品等の預託等取引契約に関する法律）

本法は、「特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約に係る預託者の利益の保護を図る」ことを目的としている。また、規制の手法も、書面の交付等の義務を課すなどの行為規制である。また、クーリング・オフや中途解約権等の民事ルールによって契約者の保護を図るなど、民事ルールとしての規定も役割が大きい。したがって、本法は当然に「消費者庁」に移管すべきである。

海先法（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律）

本法は、「海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、及び当該先物取引の委託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、当該先物取引の委託者の利益の保護を図る」ことを目的としている。しかし、被害が継続しているにもかかわらず、書面交付等の行為規制に関わる規定を置く

のみであり，実効性が上がっていない。熟慮期間という民事ルールもある。また，執行も不活発であり，「消費者庁」に移管して，抜本的な被害防止策を講じるべきである。

ゴルフ場等会員契約の適正化に関する法律

本法は，「ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし，並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図ることにより，会員の利益を保護し，あわせて会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にする」ことを目的としており，募集の届出制のほかは行為規制による契約者保護を採用しているだけである。また，トラブルが継続している分野でもあり，「消費者庁」に移管することが適当である。

(6) その他

住宅品確法（住宅の品質確保の促進等に関する法律）

履行確保法（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）

住宅品確法は，「住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け，住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに，新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをすることにより，住宅の品質確保の促進，住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り，もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与する」ことを目的としており，瑕疵担保責任の特則と位置付けることができるうえ，消費者に身近な分野でもあり，「消費者庁」に移管すべきである。

その際，履行確保法も移管すべきである。

個人情報保護法

本法は，各事業分野を所管する省庁が所管するほか，担当省庁がない分野については内閣府が所管することとされている。そこで，公益通報者保護法とともに，内閣府から消費者庁に移管することが適当である。

無限連鎖講の防止に関する法律（無限連鎖講防止法）

基本的には刑事罰を定めた法律であるが，4条に国及び地方公共団体の調査・啓もう活動の任務が定められている。消費者被害が多い分野であるうえ，移管しても支障もない。そこで，「消費者庁」に移管すべきである。

7 早急に法整備を行うべきもの

(1) 消費者情報一元化に関する法律

消費者被害情報，製品事故情報など，消費者保護行政の推進に必要な情報は，

他の省庁や、独立行政法人等が収集したものであっても、すべて消費者庁でも共有し、すべての消費者情報を一元的に保有することが大前提とならなければならない。

これらの情報をもとに分析、調査して、消費者保護の権限発動をすることになるからである。したがって、消費者庁には、各分野の知識を有する職員が配置されていることも当然要求される。

そのための、消費者情報一元化法（仮称）は、早急に必要である。

(2) 統一消費者信用法

消費者信用の分野は、貸金業法、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）、利息制限法、割賦販売法などによって規制されている。

貸金業法や割賦販売法は事前規制を採用している業法であるが、統一的な消費者信用法の必要性が高い。そこで、これらの法律については、「消費者庁」において法整備を行うべきである。

(3) 食品・製品安全法

こんにゃくゼリーによる被害について、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）を所管する農林水産省、食品衛生法を所管する厚生労働省は、それぞれ既存の法律では対応が困難であるとしている。果たして食品衛生法で対応できないものかについては疑問があるが、仮にそうだとした場合には、食品の安全に関して業法のすき間があることになる。そこで、総合企画部会報告書においても、飲食に起因する消費者の生命・身体に対する危害の発生を防止するための包括的な実定法を検討すべきであると提言している。

また、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律は、「有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行なうことにより、国民の健康の保護に資する」ことを目的としているが、適用対象は一般消費者の生活の用に供する製品とされ、食品は食品衛生法で対応することとなっている。ところが、おもちゃや洗剤は、本法の適用対象ではなく、食品衛生法で規制される。しかし、このような区別やそれによる規制の違いが妥当であるのかは疑問である。

以上から、これらの法律についても、「消費者庁」において法整備を行うべきである。

(4) 食品表示法

製品や食品に係る表示については、景品表示法（不当景品類及び不当表示防

止法), 家庭用品品質表示法, 食品衛生法, 健康増進法, J A S 法等の業法によって規制されている。このため, 総合企画部会報告書においても, 食品分野について, 関係法令を整理して「食品表示法(仮称)」の検討が必要であると指摘されている。そこで, この法整備を行うべきである。

(5) 化学物質安全法

消費者製品に用いられる化学物質の管理に関しては, 薬事法, 農薬取締法, 化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律), 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律など, 複数の法律が関係しており, 所管省庁ごとにバラバラに規制が行われている。このため, 規制にすき間ができたり, 時間差が生じ, 人の健康や環境に悪影響を与える恐れがある。したがって, 消費者の安全と, 健全な生活環境を確保するためには, 既存の法令を, 消費者(人間)の安全の視点から統一のとれた法律に整備する必要がある。

8 全部または一部の移管を検討すべきもの

消費者に身近であって苦情が多いことなどからして, 少なくとも, 別表1記載のとおり, 次のような法律については, 直ちに全部または一部の移管を検討すべきである。

金融商品取引法

保険業法

銀行法

商品取引所法

宅地建物取引業法

旅行業法

建築基準法

(住宅, エレベーター, 自動ドアなどの欠陥に起因する消費者被害に対応)

道路運送車両法

(自動車の欠陥に起因する消費者被害に対応)

9 「消費者庁」の円滑な発足のために

(1) 法整備に必要な体制の整備

総理の基本方針第6項では, 来年度から消費者庁を発足させることを明らかにしている。しかし, 来年度の発足のためには, 膨大な新規立法や既存の法律の改正などの作業が必要となる。そこで, 政府においては, この法整備の作業のため, 十分な体制を整備することが必須である。

(2) 具体的な基本計画の策定

消費者庁が円滑に発足し、十分にその機能を発揮して力強く消費者行政を推進するためには、多岐にわたる法整備を着実に進めることが必要となる。そのため、消費者行政推進のための基本計画を策定し、その確実な実行を閣議決定すべきである。

その場合、次の事項については基本計画に盛り込む必要がある。

消費者庁設置法案と消費者庁へ移管ないし共管とする法律の改正等整備法案の国会提出時期

地方消費者行政の基盤整備のための法整備の法案の国会提出時期

消費者情報一元化に関する法律案の国会提出時期

食品・製品安全法の法整備の時期

食品表示法の法整備の時期

化学物質安全法の整備の時期

違法収益の吐き出しに関する法整備の時期

取引の公正に関する横断的整備の時期

統一消費者信用法の整備の時期

別紙1 消費者行政に関する主な法律の所管について

	内閣府				経済産業省		厚生労働省		農林水産省	
	(国民生活局等)		(食品安全委員会)		直ちに移管	検討	直ちに移管	検討	直ちに移管	検討
	直ちに移管	検討	直ちに移管	検討						
基本政策		消費者基本法 独立行政法人国民生活センター法		食品安全基本法						
	通則	個人情報保護法 公益通報者保護法								
	啓発・活動促進等	消費者契約法 NPO法								
	救済	独立行政法人国民生活センター法								
安全	消費生活用製品	製造物責任法			消費生活用製品安全法		家庭用品規制法			
					ガス事業法 電気用品安全法 液化石油ガス保安法					
	食品	製造物責任法						食品衛生法 健康増進法		流通食品毒物混入防止法
	医薬品	製造物責任法					薬事法			
	建築物・施設	製造物責任法(施設)								
	自動車	製造物責任法								
	環境等					化審法	化審法		農薬取締法	
表示						家庭用品品質表示法 計量法 不正競争防止法	食品衛生法 健康増進法		JAS法	
取引		消費者契約法 無限連鎖講防止法			特定商取引法 特定商品預託法 ゴルフ会員契約適正化法					
	金融・信用				海外先物規制法 割賦販売法			海外先物規制法		
						商品取引所法			商品取引所法	
	電気通信				特定商取引法 電子消費者契約法					
	不動産									

別紙1 消費者行政に関する主な法律の所管について

	国土交通省		金融庁		公正取引委員会		法務省		総務省	
	直ちに移管	検討	直ちに移管	検討	直ちに移管	検討	直ちに移管	検討	直ちに移管	検討
基本政策	通則									
	啓発・活動促進等									
	救済									
安全	消費生活用製品									
	食品									
	医薬品									
	建築物・施設	住宅品確法 履行確保法	建築基準法							
	自動車		道路運送車両法							
	環境等	住宅品確法								
表示	住宅品確法				景品表示法					
取引		旅行業法			景品表示法					
	金融・信用		金融商品販売法 預金者保護法 貸金業法 出資法				利息制限法			
	電気通信			金融商品取引法 銀行法 保険業法				債権管理回収業に関する特別措置法		プロバイダ責任法 特定電子メール送信適正化法
	不動産	住宅品確法	宅建業法							

別紙1 消費者行政に関する主な法律の所管について

	財務省		警察庁		環境省	
	直ちに移管	検討	直ちに移管	検討	直ちに移管	検討
基本政策	通則					
	啓発・活動促進等					
	救済					
安全	消費生活用製品					
	食品			流通食品毒物混入防止法		
	医薬品					
	建築物・施設					
	自動車					
	環境等					化審法
表示		たばこ事業法 酒税の保全等に関する法律				
取引			無限連鎖講防止法			
				探偵業法		
	金融・信用					
	電気通信					
	不動産					

別紙 2

消費者情報一元化に関する法律

統一消費者信用法

食品・製品安全法

食品表示法

化学物質安全法

別紙 3

法 11 条 安全の確保

食品安全基本法

食品衛生法

農薬取締法

牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE対策特別措置法）

牛の固体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛肉トレーサビリティ法）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）

消費生活用製品安全法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

ガス事業法

電気用品安全法

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

道路運送車両法

薬事法

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

建築基準法

法 12 条 消費者契約の適正化等

消費者契約法

特定商取引に関する法律（特定商取引法）

特定商品等の預託等取引契約に関する法律（特定商品預託法）

無限連鎖講の防止に関する法律（無限連鎖講防止法）

出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）

割賦販売法

貸金業法

利息制限法

金融商品取引法

金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）

商品取引所法

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（海先法）

保険業法

銀行法

宅地建物取引業法

不動産特定共同事業法

旅行業法

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預金者保護法）

住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保法）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（履行確保法）

犯罪による収益の移転防止に関する法律

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）

前払式証票の規制等に関する法律（プリペイドカード法）

製造物責任法

ゴルフ場等会員契約の適正化に関する法律

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（電子消費者契約法）

法 1 3 条 計量の適正化

計量法

法 1 4 条 規格の適正化

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S 法）

工業標準化法（J I S 法）

法 1 5 条 広告その他の表示の適正化等

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

家庭用品品質表示法（品表示法）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S 法）

食品衛生法

健康増進法

住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保法）

法 1 6 条 公正自由な競争の促進等

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）